

最低賃金に関する基礎調査票

(平成30年 6月)

この調査票に記入された事項については統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。



政府統計

〔記入上の注意〕

- 1. ※欄は記入しないでください。
2. 平成30年6月1日現在 (ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、平成30年6月分の見込み)の状況を記入して下さい。
3. 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使って、(太線)の中について記入して下さい。
イ. 数字はすべて1, 2, 3, ...の算用数字を使ってください。
ロ. Oで囲む場合は、いずれか1つの数字をOのようにOで囲んでください。
(注I) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。
イ. 事業主、社長 ロ. 理事、取締役などの役員 ハ. 家族従業員
(注II) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間数の半分だけ働く場合は0.5日と数えてください。
(注III) 2の(14)については、例えば7時間15分は7.3、7時間30分は7.5、7時間45分は7.8と小数点を用いて記入してください。

1. 事業所に関する事項 (注)

Table with 4 columns: (1) 事業所の労働者数 (注I) (臨時、パートを含む) 平成30年6月1日現在, 男, 女, 計

Table with 2 columns: (2) 事業所における労働組合の有無, あり, なし

2. 労働者に関する事項

1の(1)の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。

Main data table with columns: (1) 連番番号, (2) 労働者番号, (3) 性別, (4) 就業形態, (5) 年齢, (6) 勤続年数, (7) 職種又は仕事の内容, (8) 基本給の賃金形態及び6月の基本給額, (9-12) 6月分の諸手当 (月額), (13) 月間所定労働日数, (14) 1日の所定労働時間数, ※ 事務処理欄

注) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。